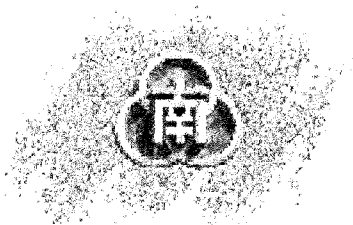


PTA規約集



三輪南小学校PTA

〔目 次〕

三輪南小学校P T A規約 P 2～6

三輪南小学校P T A施行細則 P 7～10

三輪南小学校P T A細則に基づく内規 P 11～12

〔三輪南小学校 校歌〕

各務 虎雄 作詞／内本 実 作曲

- 1 山は緑の色深く 三輪はめぐみのつきぬ里
ここにつどいて ひとすじに
あすのしあわせ きり開く
高きねがいに学びあう 南 南 われらの小学校

- 2 武芸の川瀬の音清く 三輪はさかえのつきぬ里
心ひとつに 結ばれて
強く明るく のびゆかん
かたきちかいにはげみあう 南 南 われらの小学校

三輪南小学校PTA規約

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この会は、岐阜市立三輪南小学校PTAと称する。

(事務局)

第 2 条 この会の事務局を三輪南小学校内に置く。

第2章 目的及び方針

(目 的)

第 3 条 この会は日本国憲法と教育基本法に基づき、児童の保護者と教職員が協力して児童の健全な成長・発達を助けるとともに、家庭・学校・地域社会の教養の向上に寄与することを目的とする。

(方 針)

第 4 条 この会は、教育を本旨とする自主独立の団体で、前条の目的を達成するため次の方針に従い活動を行う。

- (1) 会員相互の学習を進めるとともに親睦を図ること。
- (2) 保護者と教職員の関係を緊密にし、学級・学年の活動を基礎として行うこと。
- (3) 学校・地域社会及び目的を同じくする機関・団体と協力すること。
- (4) 教育条件の整備・充実のため自治体及び国に働きかけること。
- (5) 学校の人事や管理に干渉せず、教育問題を学校や教育委員会に意見を述べること。
- (6) この会は自治性をとる独立団体で他の如何なる団体・機関から干渉されないこと。
- (7) この会や本部役員の名で、特定の政党や宗教を支持しないこと。また、営利を目的とする行為も行わないこと。

第3章 会 員

(会 員)

第 5 条 この会は、三輪南小学校に在籍する児童の保護者及び在勤する教職員で構成する。

2 会員は平等の権利と義務を持ち、本会すべての会議を傍聴できる。

第4章 役員等

(本部役員)

第6条 この会に次の本部役員を置く。

会長	1名(保護者)	副会長	4名(保護者)
書記	2名(保護者、教務主任)	会計	2名(保護者、教頭)
母親委員	1名(保護者)		

(本部役員を選出)

第7条 本部役員を選出は、選考担当者が候補者を選考推薦し、運営委員会の承認を得て会員に公示し決定する。

2 削除

(本部役員の仕事)

第8条 本部役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長はこの会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 書記は議事と会の活動を記録し、会員に知らせる。
- (4) 会計は会計業務を処理し、会計報告をする。
- (5) 母親委員は岐阜市PTA連合会関連の業務を遂行する。

(本部役員の仕事)

第9条 本部役員の仕事は1年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠のため選出された本部役員は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第10条 この会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、運営委員会が推薦し、会長が委嘱する。
- 3 顧問は会議に出席し意見を述べることができる。ただし、議決に加わることができない。

(会計監査委員)

第11条 この会の会計を監査するため2名の会計監査委員を置く。ただし、任期は1年とし再任は妨げない。

2 会計監査委員は、必要に応じて会計監査を行い、総会に報告する。

第5章 会議

(会議)

第12条 この会の会議は、総会及び運営委員会とする。

- 2 総会は年1回会長が招集する。ただし、必要により臨時に総会を招集することができる。
- 3 運営委員会は、会長が必要に応じ招集する。

- 4 総会は全会員で構成し、運営委員会は本部役員・専門委員長（特別、実行委員長含む。）で構成する。
- 5 会議の議長は、出席者の中から選出し、会長が任命する。

（総会）

第13条 総会は次の事項を審議する。

- （1）本規約の改廃に関する事。
- （2）予算・決算に関する事。
- （3）前年度活動報告及び新年度活動計画に関する事。
- （4）その他会長が必要と認める事項。

（運営委員会）

第14条 運営委員会は次の事項を審議する。

- （1）この会の運営に関する基本的事項。
- （2）活動計画実施に関する事項。
- （3）予算・決算及び経費の賦課徴収方法。
- （4）総会提出議題。
- （5）その他会長が必要と認める事項。

（定足数・表決）

第15条 各会議の議決は次のとおりとする。

- （1）総会は、全会員の6分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数をもって議決する。可否同数のときは議長がこれを決する。
- （2）運営委員会は、運営委員の3分の2以上の出席で成立し、出席者の過半数を持って議決する。可否同数のときは議長がこれを決する。
- （3）規約改正は、総会出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第6章 本部役員会及び委員会

（学級委員会）

第16条 学級の会員は、全会員が子どもの学級によって所属するPTAの基礎組織であり、それぞれの活動を行うとともに、PTA全体の活動を推進する。

- 2 学級委員は、学級の会員の互選で選出、総務委員は学級長とし副学級長は学級委員の互選により選出する。
- 3 学級委員は、担任の教師とともに学級委員会を構成する。

（学年委員会）

第17条 学年ごとに全学級委員と教師で学年委員会を組織する。

- 2 学級長の互選で学年委員長を選出する。ただし、スマイル学級は学級長が学年委員長となる。

(本部役員会)

第18条 本部役員会は、年度当初に学級委員の選出を助け、各委員会・運営委員会の構成を図る。

2 本部役員会は、総会及び運営委員会の議案書案等を作成し、提出する。

(専門委員会)

第19条 この会の活動を充実するために、次の専門委員会を置く。

総務委員会・成人教育委員会・地域保健委員会

2 専門委員会は、学年委員及び教職員で構成し、正副委員長を置くものとする。

(選考委員会)

第20条 削除

(特別委員会・実行委員会)

第21条 運営委員会が必要と認めたときは、特別委員会・実行委員会を設けて活動を進めることができる。ただし、特別委員会・実行委員会はその目的が達成したとき解散する。

第7章 会 計

(経 費)

第22条 この会の経費は、会費及び寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

(会 費)

第23条 この会の会費は、一世帯月額300円の額を徴収する。ただし、会費の変更は総会の承認を必要とする。

2 会費は、会員の資格を取得した月から喪失した月までを徴収する。

(会計年度)

第24条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 雑 則

(細 則)

第25条 運営委員会は、会の円滑な運営を進めるため規約を補完する細則を定めることができる。

2 細則の制定と改廃は総会に報告する。

(その他)

第26条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、平成5年4月1日から実施する。従来の三輪南小学校PTA規約は改正する。

附 則

この規約は、平成6年4月1日より一部改正する。

附 則

この規約は、平成7年4月1日より一部改正する。

附 則

この規約は、平成10年4月1日より一部改正する。

附 則

この規約は、平成18年3月1日より一部改正する。

附 則

この規約は、平成20年4月1日より一部改正する。

附 則

この規約は、平成22年11月5日より一部改正する。

附 則

この規約は、平成23年4月1日より一部改正する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日より一部改正する。

附 則

この規約は、平成25年4月1日より一部改正する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日より一部改正する。

附 則

この規約は、令和4年4月1日より一部改正する。

三輪南小学校 P T A 施行細則

施行 平成 5 年 4 月 1 日

(趣 旨)

第 1 条 この細則は、三輪南小学校 P T A 規約第 2 5 条の規定に基づき、P T A の業務の執行に関し必要な事項を定める。

(総 会)

第 2 条 総会は定期総会と臨時総会とし、定期総会は 4 月（活動・決算報告、活動・予算計画）に開催し、臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、又は全会員の 1 0 分の 1 以上の者から要求があった場合に開催する。

2 総会の開催日時・場所・議案等は、開催日の一週間前までに会員に通知する。

3 総会の議長は、司会者の世話で総会出席者の中から選ぶ。

(学級及び学年委員会の活動)

第 3 条 学級委員会は、学級懇談会や学級行事など学級活動の世話をする。

(1) 学級の保護者と教師は、児童の学習や生活などについて話し合い学びあって、その解決と向上を図る。

(2) 学級での活動は随時行う。

2 学年委員会は各学級からの意見や要望を運営委員会や専門委員会に申し入れ、運営委員会や専門委員会の決定事項を各学級に伝える。なお、必要に応じて学年懇談会や学習会を開催する。

(2) 学年委員会は、随時開催する。

(運営委員会)

第 4 条 運営委員会は、この会の運営と活動に責任を持つ最高の執行機関である。

2 運営委員会の構成は、本部役員・各専門委員長（特別委員会・実行委員会を含む委員長）とし、会長が招集する。

3 運営委員会の任務は次のとおりとする。

(1) 総会で決定された事項を執行すること。また、緊急事項はその都度審議処理し、次回の総会に報告し、承認を得ること。

(2) 本部役員会や各学年・専門委員会で立案された活動計画・予算案と活動報告・決算案などを検討し、総会に提出すること。

4 運営委員会は、年 6 回開催するものとする。ただし、本部役員会・運営委員会が必要と認めたとき、また、運営委員の 4 分の 1 以上から要求があった場合は臨時運営委員会を開催できる。

5 本部役員以外の委員が欠席の場合は、代理の者の出席を認める。

6 運営委員会は、次期運営委員会を構成するまでその任務の責任を担う。

(専門委員会)

第 5 条 各専門委員会の活動は次のとおりとする。

(1) 総務委員会は、各学級長で構成することとし、他の委員会に属さない活動を推進する。

ア 削除

イ あいさつ見守り活動を行う。

ウ 各学年委員会の活動について交流・調整を図る。

(2) 成人教育委員会は、講演会等を企画・実行し、学習・文化活動を進める。

ア 家庭教育学級の運営を担当する。

(3) 地域保健委員会は、校区の交通安全・環境浄化を図り、児童の地域生活に関する活動を進める。また、児童の健康問題や学校給食問題の学習を進めるとともに、改善の活動を進める。

(4) 削除

(5) 削除

2 各専門委員会は、本部役員会の主管により資源分別回収を行う。

(本部役員と会計監査委員の選出)

第 6 条 本部役員及び会計監査委員を選出するため選考担当者を設ける。

2 選考担当者は本部役員から選出する。

3 選考担当者は、本部役員及び会計監査委員候補者を選考推薦し、運営委員会の承認を得て会員に公示し決定する。

4 削除

5 本部役員選出

(1) 削除

(2) 削除

(3) 本部役員及び会計監査委員の候補者を選考担当者が選考し推薦する。

(4) 運営委員会にて、選考担当者は本部役員及び会計監査委員候補者の承認を得る。

(5) 運営委員会にて承認された役員は、2月中に会員に公示し決定する。

(6) 通算して2年以上本部役員または専門委員長であった者（その配偶者）は、任期満了後、永久に本部役員及び学級委員を辞退することができる。また、永久に育成会の役員・部長・地区委員長を辞退することができる。（育成会の役員・部長・地区委員長を務めたものは、永久に本部役員を辞退することができる。）

(専門委員長と学級委員の選出)

第 7 条 専門委員長及び副委員長は、会の円滑な運営を図るため、経験豊富な次年度の6年生保護者から選出することとする。しかし、他学年の保護者から立候補がある場合は、これを妨げない。また、選考対象者が定員に満たない場合は、次年度の5年生保護者を選考対象者に含める。ただし、立候補以外の場合においては原則次年度の6年生の保護者を上職とする。

学級委員は、この会の活動を推進する基礎組織の世話役として一子に一度委員となり、PTA活動に参加できるようにする。

2 専門委員長の選出は、次年度の6年生保護者（学級委員／専門委員長候補者）を対象に会を招集し、本部役員・選考担当者・専門委員長の立会いのもと総務委員長・成人教育委員長・地域保健委員長の3名と6名の副専門委員長及び学級委員長を選出する。

3 学級は、年度当初の学級懇談会において3名の学級委員を選出する。総務委員は学級長とし副学級長を選出する。

- 4 スマイル学級は1名以上の学級委員及び学級長を選出する。ただし、1名選出のときは総務委員（学級長）となる。
- 5 次の条件に該当する会員は、学級委員の選出の際辞退することができる。
- (1) 会員が本部役員に選出された者の配偶者。
 - (2) 年度当初において、中学校等の執行部役員に選出された者。
 - (3) 子ども会育成会の昨年度および本年度の役員・部長・地区委員長に選出された者。
 - (4) 通算して2年以上本部役員または専門委員長であった者（その配偶者）
 - (5) 特別な理由により、学級委員会又は本部役員会で承認された者。
 - (6) 専門委員長を務めたものは、専門委員長の選出の際辞退することができる。
- （専門委員長選出の際、育成会の役員・部長・地区委員長を務めたものは、永久に辞退することができる。）

（予算と補正予算）

第8条 予算は、次の手順により作成する。

- (1) 年度当初の学年委員会・専門委員会を構成後、前年度の活動及び決算を検討し、新年度の活動計画及び予算を運営委員会に提出する。
 - (2) 本部役員会は、各委員会から提出された活動計画及び予算を検討し、活動計画案及び予算案を運営委員会に提出する。
 - (3) 運営委員会は、本部役員から提出された活動計画案及び予算案を検討し、総会に提出する。
- 2 運営委員会は、この会の運営を円滑にし、活動を充実・促進するため、年度途中で当初予算を補正することができる。ただし、会費収入を超過する補正予算を立てる必要が生じた場合、臨時総会に図らなければならない。
- 3 補正予算は、会員に通知する。

（会 計）

第9条 会費は、毎月自動振替にて納入する。

2 支出は、総会で承認された予算に基づいて行われる。

- (1) 総会で決算報告を行う。
 - (2) 各種の活動費用は、各責任者の請求により会計役員から受領し、支出先の領収書又はこれに変わるものを提出する。
 - (3) 会計役員は、会長の承認を得て支出する。
- 3 特別会計の支出は、運営委員会の決定を必要とする。

（慶 事）

第10条 削除

（見 舞）第11条 三輪南小学校の児童が15日以上入院した場合、教職員及びPTA代表が見舞い、見舞金5,000円を贈る。

（弔 慰）

第12条 会員の死亡の場合は、学校長・本部役員・学年委員長と会員が所属する学級委員が会葬し、弔慰金10,000円を贈り弔慰を表わす。

- 2 本校在籍の児童の死亡の場合は、学校長・本部役員と児童の所属する学級委員が会葬し、弔慰金10,000円を贈り弔慰を表わす。
- 3 その他特別の事情がある場合は、本部役員で協議する。

(記念品料)

第13条 PTAに功労があった者(本部役員)には、感謝状と記念品を贈る。

第14条 前条以外の場合は、本部役員で協議する。

(その他)

第15条 この細則に定めるもののほか、運営委員会の承認を得て内規を定めることができる。

(附 則)

この細則は、平成 5年 4月 1日から実施する。

(附 則)

この細則は、平成 6年 4月 1日より一部改正する。

(附 則)

この細則は、平成 7年 4月 1日より一部改正する。

(附 則)

この細則は、平成13年11月 8日より一部改正する。

(附 則)

この細則は、平成18年 3月 1日より一部改正する。

(附 則)

この細則は、平成20年 4月 1日より一部改正する。

(附 則)

この細則は、平成21年 4月 1日より一部改正する。

(附 則)

この細則は、平成22年11月 5日より一部改正する。

(附 則)

この細則は、平成23年 4月 1日より一部改正する。

(附 則)

この細則は、平成24年 4月 1日より一部改正する。

(附 則)

この細則は、平成25年 4月 1日より一部改正する。

(附 則)

この細則は、平成27年 4月 1日より一部改正する。

(附 則)

この細則は、平成29年 4月 1日より一部改正する。

(附 則)

この細則は、平成31年 4月 1日より一部改正する。

(附 則)

この細則は、令和 2年 4月 1日より一部改正する。

(附 則)

この細則は、令和 4年 4月 1日より一部改正する。

三輪南小学校PTA細則に基づく内規

平成6年 5月17日 承認

(趣 旨)

この内規は、三輪南小学校PTA細則第15条の規定に基づき、会の円滑な運営と会の活動を充実するため必要な事項を定めるものとする。

(本部役員会顧問)

会長は、本部役員会の円滑な運営を進めるため必要と認めたとき、運営委員会の承認を得て本部役員顧問を委嘱することができる。

(旅費の規程)

第 1 条 本会の運営・活動にかかわる対外的な会議・研修会等への参加は、最も経済的かつ効率的に計画・実施し、それに伴う参加費、研修費、旅費等については、次の定めるところにより支給する。

1 会議、研修会等について

- 1) 岐阜県・岐阜市PTA連合会及びそれらに関連する委員会等が主催する会議や研修会（総会、大会、実践発表会、評議委員会、専門委員長交流会、研修会など）
- 2) その他、運営委員会が必要と認めたもの

2 参加費について

- 1) 参加費は全額支給する。
この際は、領収書を必要とする。

3 研修費について

- 1) 一人一日あたり1,000円を研修費として支給する。
その際は、案内、要請を記載された文書を必要とする。
- 2) 参加費に飲食を伴う場合は、研修費は支給しない。
- 3) 三輪中学校区内での単P活動の場合は、支給しない。

4 旅費について

- 1) 旅費は、順路によって計算する。ただし、交通事情や天候その他やむを得ない事由で順路を変更した場合、実際に経過した路程で計算する。
- 2) JR、バス等公共の交通機関を利用した場合は、実費を支給する。
- 3) 自家用車を使用した場合は1kmあたり50円とし、往復の距離数を乗じた額を支給する。その場合の計測については自己申告とする。
- 4) 有料駐車場を使用した場合は、実費を支給する。
この際は、領収書を必要とする。

- 5) タクシーは岐阜県・岐阜市PTA連合会及びそれらに関連する委員会等が主催し、書面での参加依頼、要請がある飲食を伴う会合などや、移動の際、経済的かつ効率的又は急を要する場合に利用することができる。
この際は、領収書を必要とする。
- 6) 三輪中学校区内を会場とする場合は、支給しない。

第 2 条 この規定に定めがなく、運営委員会が必要と認めるときは旅費および研修費を支給することができる。

第 3 条 この規定の変更は、運営委員会の協議による。

(附 則)

この内規は、平成 6 年 5 月 1 7 日に承認する。

(附 則)

この内規は、平成 2 9 年 4 月 1 日より一部改正する。※旅費の規定